# 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県及び県内の市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るとともに、土地区画整理事業、まちづくり活動等の支援、流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業に係る維持管理等を行うことにより、より質の高い社会基盤づくり及びまちづくり並びに生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 建設技術・まちづくり・上下水道に関する調査研究、研修、普及啓発、助言及 び相談
  - (2) 建設技術・まちづくり・上下水道に関する情報の収集及び提供
  - (3) 建設事業、土地区画整理事業、公共下水道事業、水道事業等に関する計画、設計、積算、工事監理、情報処理業務等の受託
  - (4) 住民の参画と協働によるまちづくり活動に関する支援
  - (5) 景観の形成に関する支援
  - (6) 建設技術・まちづくり・上下水道に関する国際交流・国際協力
  - (7) 公共土木施設の防災に関する支援
  - (8) 流域下水道事業及び流域下水汚泥処理事業に係る維持管理業務
  - (9) 公共下水道の維持管理及び水質分析等に係る技術的業務の受託
  - (10) 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習
  - (11) 埋蔵文化財発掘調査事業の受託
  - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を経て評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監查報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財 産によって生計を維持している者
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イから工までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に する者
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア理事
    - イ 使用人

- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を 除く。)である者
  - (ア) 国の機関
  - (4) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事、監事及び会計監査人並びに評議員の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

- 第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達 するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には出席評議員のうちから、その会議において選出された2名が議長とともに記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第 21 条 一般法人法第 195 条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の運営)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 6名以上11名以内
  - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、4名以内を常務理事とする。
- 3 理事長及び常務理事以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、第2項の常務理事並びに第 3項の副理事長及び専務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法 人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第24条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところに より、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で 2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

# (会計監査人の職務及び権限)

- 第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味 財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書 を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用 人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

## (役員及び会計監査人の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員 の同意によって解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理 由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、 評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の 支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対しては、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める額を報酬等として支給することができる。

(会長)

- 第31条 この法人に、会長を置くことができる。
- 2 会長は、この法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 3 会長の選任は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 会長に対しては、理事会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会への報告の省略)

- 第38条 一般法人法第197条において準用する一般法人法第98条の要件を満たしたと きは、理事会への報告があったものとみなす。
- 2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については適用しない。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由によって解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによって行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石井 陽一

江川 隆生

中田 喜高

明石 元秀

中川 茂

永井 隆夫

濱田 育孝

竹本 明正

濵田 士郎

石田 恭一

林 千景

森津 秀夫

道奥 康治

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

吉本 知之

松谷 清生

中村 良孝

百々 順一

山名 基夫

田口 隆弘

藤原 茂

森川 英典

酒井 彰

5 この法人の最初の理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。

理事長 吉本 知之

専務理事 松谷 清生

常務理事 中村 良孝

常務理事 百々 順一

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

柏原 藤一郎

高橋 道夫

## 附則

1 この定款の変更は、認定法第 11 条第 1 項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

#### 附則

1 この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

## 附則

1 この定款の変更は、令和2年7月1日から施行する。

### 附則

1 この定款の変更は、令和3年4月1日から施行する。

# 附則

(施行期日)

1 この定款の変更は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 変更後の定款第8条及び第9条の規定は、令和7年4月1日に始まる事業年度に係る事業報告及び決算から適用する。

# 別表 基本財産(第5条関係)

財産種別	金額等
投資有価証券等	取得価額 557, 000, 000 円